

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目1番10号

光世証券株式会社

取締役社長 巽 大 介

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内にしたがって平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区北浜二丁目1番10号
当社本店 11階G Tホール
(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第57期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. 招集にあたっての決定事項

インターネット開示についての事項

当社は、法令および定款第18条に基づき、別添の「第57期報告書」のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<http://www.kosei.co.jp/>) に掲載しておりますので、「第57期報告書」には記載しておりません。

(1) 事業報告

- ① 「新株予約権等に関する事項」
- ② 「会計監査人に関する事項」
- ③ 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

(2) 計算書類

「計算書類の個別注記表」

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイトにて修正後の内容を開示いたします。

<当社ウェブサイト>

<http://www.kosei.co.jp/ir/>

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきませう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第57期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的に配当をおこなうことを念頭に株主価値の向上を図る等、総合的な観点から勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、282,496,614円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

② 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

第2号議案 株式併合の件

1. 併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）をおこなうこととし、併せて、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。
- なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

③ 減少株式数

発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	94,864,000株
併合による減少株式数	85,377,600株
併合後の発行済株式総数	9,486,400株

④ 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数 20,000,000株

（ご参考）

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、定款の一部変更の株主総会決議を経ずに平成29年10月1日付で定款が変更されます。

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2億</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万</u> 株とする。
（単元株式数） 第8条 本会社の1単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	（単元株式数） 第8条 本会社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 村形 聡氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
村形 聡 (昭和39年6月16日生)	昭和62年9月 監査法人中央会計事務所入所 平成7年10月 村形公認会計士事務所 設立 (現任) 平成19年8月 税理士法人ゼニックス・コンサルティング 設立 CEO (現任) 平成21年6月 当社監査役 現在に至る	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者村形 聡氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

村形 聡氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験、見識等をもとに当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。

今後も同様の職務の遂行を期待しており、社外監査役として適任であると考えております。

同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

(2) 責任限定契約について

村形 聡氏と当社は、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

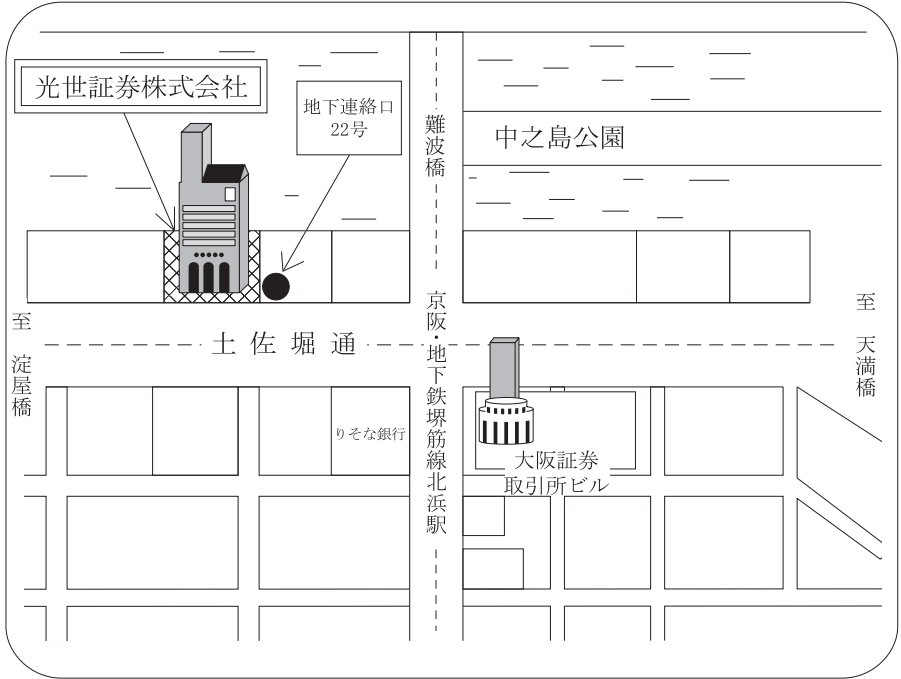
以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

当社本店 11階GTホール

大阪市中央区北浜二丁目1番10号



〔最寄の駅〕

地下鉄 堺筋線	北浜駅	徒歩2分
地下鉄 御堂筋線	淀屋橋駅	徒歩5分
京阪電鉄	北浜駅	徒歩2分

当日は、駐車できませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。